

三重県立熊野少年自然の家指定管理者募集要項



平成29年8月
三重県教育委員会

目 次

1 指定管理者募集の目的	1
(1) 指定管理者制度活用 の目的 (期待する効果)	
(2) 施設の設置目的 (役割)	
(3) 施設の管理運営の基本的な方向性 (運営方針)	
2 施設の概要	1
(1) 名称	
(2) 所在地	
(3) 施設の規模	
3 指定管理者が行う管理の基準	1
(1) 休業日	
(2) 開館時間	
(3) 利用の制限等	
(4) 利用の許可等	
(5) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い	
(6) 管理に関する情報の公開	
(7) 利用料金制度の採用	
(8) 県施策への協力	
(9) 関係法令等の遵守	
(10) 暴力団等による不当介入への対応	
4 指定管理者が行う業務の範囲	3
(1) 事業の実施に関する業務	
(2) 自然の家の施設等の利用の許可等に関する業務	
(3) 利用料金の収受等に関する業務	
(4) 自然の家の施設等の維持管理及び修繕に関する業務	
(5) 自然の家の情報発信・提供	
(6) 利用促進等に関する事項	
(7) 危機管理に関する業務	
(8) 組織及び人員に関する業務	
(9) 県教育委員会との連絡調整等に関する業務	
(10) その他	
(11) 自動販売機の設置	

5	指定管理者の指定の予定期間	9
6	管理運営に要する経費等	10
	(1) 指定管理に係る指定管理料	
	(2) その他	
7	申請資格	10
8	指定の申請手続き	12
	(1) 募集要項の配布等	
	(2) 現地説明会の開催	
	(3) 質問事項の受付及び回答	
	(4) 申請書類の受付	
9	指定管理者の選定	15
	(1) 申請資格の審査	
	(2) 申請者名等の公表	
	(3) 選定委員会の設置及び審査・選定	
	(4) 選定基準等	
	(5) 審査の方法	
	(6) 失格事項	
	(7) 選定結果の通知	
	(8) 選定結果の公表	
10	指定管理者の指定	16
11	指定管理者との協定の締結	16
12	管理状況の把握と評価・監査等	17
	(1) 利用者の声の把握と業務報告書の提出	
	(2) 業務の評価	
	(3) 監査の実施	
	(4) 財務状況の確認	
13	県教育委員会と指定管理者との責任分担	17
14	事業の継続が困難になった場合における措置	18

(1)	県教育委員会への報告	
(2)	指定管理者に対する実地調査等	
(3)	指定管理者の破産等	
(4)	県及び県教育委員会に対する損害賠償	
(5)	その他不可抗力の場合	
15	その他	19
(1)	施設管理開始までにおける指定の取消し	
(2)	業務の再委託	
(3)	施設等の引継ぎ	
(4)	利用許可等の引継ぎ	
(5)	物品等の貸出し、販売について	
(6)	募集要項等の取り扱い	
16	添付資料	19
17	施設図面	20
18	募集要項に関する問い合わせ先	20
	別紙様式	21
別紙様式1	三重県立熊野少年自然の家現地説明会参加申込書	
別紙様式2	質問票	
別紙様式3	三重県立熊野少年自然の家指定管理者指定申請書	
別紙様式4	三重県立熊野少年自然の家事業計画書	
別紙様式5	三重県立熊野少年自然の家指定管理者収支計画書	
別紙様式6	三重県立熊野少年自然の家指定管理者年度別収支計画書	
別紙様式7	三重県立熊野少年自然の家事業計画書の要旨	
別紙様式8	宣誓書	
別紙様式9	法人等の概要	
別紙様式10-1	グループ構成員表	
別紙様式10-2	三重県立熊野少年自然の家管理運営業務に関するグループ協定書	
別紙様式10-3	委任状	

三重県立熊野少年自然の家（以下「自然の家」という。）の管理運営業務を効果的かつ効率的に実施するため、「地方自治法」（昭和22年法律第67号、以下「地方自治法」という。）第244条の2第3項及び「三重県立熊野少年自然の家条例（昭和51年三重県条例第60号）」（以下「自然の家条例」という。）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の募集を行います。

1 指定管理者募集の目的

(1) 指定管理者制度活用の目的（期待する効果）

自然の家は、昭和52年1月に開所し、今年で41年目を迎えます。熊野市の南西部に位置し、青い空と太陽、緑の野山に囲まれ、熊野灘を一望できる丘陵地を利用した優れた自然環境の中にあり、学校の宿泊研修やグループの社会教育活動に幅広く活用されています。

三重県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）では、施設の効果的・効率的な管理運営を図るため、平成22年度から自然の家に指定管理者制度を導入しています。

今回の募集においても、民間が持つ知恵や豊富な知識などを効果的に活用することにより、施設の効用を最大限に発揮し、より質の高い県民サービスの向上と経費の節減等を図る提案を募集することとしました。

(2) 施設の設置目的（役割）

自然の中での集団宿泊研修等を通じて、心身ともに健全な少年の育成を図ることを目的として設置しています。

(3) 施設の管理運営の基本的な方向性（運営方針）

学校、スポーツ少年団等の社会教育関係団体、地域の自治会等住民団体その他の多様な主体と連携し、子どもたちの体験学習の機会の拡充と利用者の拡大を図り少年の健全育成に寄与します。また、施設の安全管理に努めるとともに利用者の視点に立って効果的な管理運営を図っていきます。

2 施設の概要

(1) 名称

三重県立熊野少年自然の家（昭和52年1月開所）

(2) 所在地

三重県熊野市金山町1577

(3) 施設の規模

敷地面積 20,375.08㎡

延床面積 2,544.30㎡

※現在の管理運営体制、事業実績や現状については、別添の各資料及び自然の家ホームページ<<http://www.kuma-sho.com>>を参照してください。

3 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者は、次に掲げる自然の家の利用に係る基本的な条件及び管理運営の基本事項に沿って、自然の家を適正に管理するものとします。

(1) 休業日

ア 毎月第一月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）にあたるときは、その翌日以後の最初の休日でない日）

イ 12月29日から翌年の1月3日までの日

指定管理者が特に必要があると認めるときは、県教育委員会の承認を得て、臨時に休業日を定め、又は、休業日に開業することができます。

(2) 開館時間

ア 受付時間 午前9時から午後5時まで

※指定管理者からの提案により、受付時間を変更することができます。

イ 利用時間

(ア) 宿泊室 午後1時から翌日午後1時まで

(イ) 宿泊室以外 午前9時から午後10時まで

(3) 利用の制限等

自然の家条例第17条第1項に基づき、次のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じることができます。

ア 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき

イ 利用者が自然の家条例又は指定管理者の指示した事項に違反したとき

ウ 利用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき

エ 暴力団の利益になると認められるとき

オ 天災その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき

カ 公益上必要があると認められるとき

キ 自然の家の管理上特に必要があると認められるとき

(4) 利用の許可等

指定管理者は、三重県行政手続条例（平成8年三重県条例第1号）第2条第1項第3号の「行政庁」に該当するため、自然の家の利用許可等の手続については、同条例の規定及び自然の家条例第14条に基づいて行っていただきます。

例えば、利用申込みや許可の手続きの方法をあらかじめ明示することや、利用許可の取消し等不利益処分を行うことなどが該当します。

(5) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い

指定管理者は、三重県個人情報保護条例（平成14年三重県条例第1号）第13条第4項で準用する同条第1項から第3項までの規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、自然の家の管理に関して知り得た情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはなりません。

(6) 管理に関する情報の公開

指定管理者は、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）の趣旨にのっとり、自然の家の管理に関して保有する情報について、公開に関する規程を整備する等、情報公開に対応してください。

(7) 利用料金制度の採用

自然の家の管理にあたっては、地方自治法第244条の2第8項及び自然の家条例第18条に基づく「利用料金制度」を採用するため、自然の家の利用に係る料金は指定管理者の収入となります。

よって、自然の家の管理に係る収支について、一定の責任を負うことになり、自然の家の利用を促進し、収入の確保を図る必要があります。

(8) 県施策への協力

人権尊重社会の実現、あらゆる分野における女性活躍の推進、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、ユニバーサルデザインのまちづくり、障がい者を理由とする差別の解消、障害者就労施設等からの優先的な調達、次世代育成支援、地震防

災対策等の県が推進する施策について、その趣旨を理解し、率先して取組を進めること。

(9) 関係法令等の遵守

指定管理者が、自然の家の管理運営業務を行うにあたっては、次の関係法令等を遵守していただきます。

- 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- 旅館業法（昭和23年法律第138号）
- 消防法（昭和23年法律第186号）
- 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）
- 三重県立熊野少年自然の家条例（昭和51年三重県条例第60号）
- 三重県個人情報保護条例（平成14年三重県条例第1号）
- 三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）
- 三重県行政手続条例（平成8年三重県条例第1号）
- みえ県民カビジョン・同ビジョン第二次行動計画
- 三重県教育ビジョン
- その他、自然の家を管理運営するための業務に関連する全ての法令等

(10) 暴力団等による不当介入への対応

指定管理者は、管理業務を実施するにあたり、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入（指定管理者に対して行われる契約履行に関する不当要求（応ずべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求をいう。）及び妨害（不法な行為等で、管理業務の履行の障害になるものをいう。））を受けたときは、次の対応を行ってください。

- ア 断固として不当介入を拒否すること
- イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること
- ウ 県教育委員会に報告すること
- エ 暴力団、暴力関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより管理業務に支障が生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県教育委員会と協議を行うこと

4 指定管理者が行う業務の範囲

自然の家条例第4条で規定する指定管理者が事業を行う具体的な業務内容は、次のとおりです。

なお、指定管理者が業務の遂行にあたり、県民に提供すべきサービスの水準を確保するため、業務区分ごとに具体的な「要求水準」を求めるとともに、業務の質の向上を図るために下記（※）の「成果目標」を定めています。

申請にあたっては、業務区分ごとにこれらの要求水準をみたま提案をしてください。

（※）指定管理期間を通じて達成すべき成果目標

- ア 施設利用者数（人） 27,500人以上（毎年度）
 - イ 定員稼働率（%） 17.0%以上（毎年度）
- 算出式＝（延宿泊者数÷（宿泊定員×開所日数）×100）%
開所日とは宿泊可能な日をいいます。

(1) 事業の実施に関する業務（自然の家条例第4条第1号）

ア 少年の野外活動及び宿泊研修に関する業務（自然の家条例第2条第1号）

(ア) 集団宿泊活動、野外活動及び自然体験活動の指導等

集団での宿泊活動、野外活動および自然体験活動を通じて、自立心や協調性、社会生活に必要な基本的習慣を身につけさせるよう指導、支援をしてください。

(イ) 学校等と連携した活動の指導

小・中学校、義務教育学校、高校、特別支援学校等及び市町教育委員会と連携し、教育課程に基づく体験学習の場として利用する児童・生徒等に対して指導、支援をしてください。

(ウ) 専門職員の配置

多様な研修プログラムを企画する能力を有し、少年の研修を補助することができる専門的な知識と技能及び経験を有する専門職員を複数配置してください。

専門職員の基準は、小学校又は中学校の教員免許、社会教育主事の資格又は野外活動等の指導者資格（NEAL・自然体験活動指導者（全国体験活動指導者認定委員会）、キャンプインストラクター（公益社団法人日本キャンプ協会）、自然体験活動インストラクター（NPO 法人自然体験活動推進協議会）、野外活動指導者（公益財団法人日本レクリエーション協会）等）を有する者で、かつ、学校教育又は社会教育の経験を有する者とします。

(エ) 研修機能の維持

下記の体験学習を実施できる設備を自然の家は有していますので、その機能を維持し、活用してください。

- ・ 自然学習
- ・ 野外活動
- ・ スポーツ・レクリエーション活動
- ・ 文化活動
- ・ 教養、専門学習

(オ) 体験活動プログラムの開発

少年の健全な育成を図るため、熊野の豊かな自然環境の中での野外活動や農業等の地域産業体験など、地域の特性を活かした多様なプログラムを開発し、利用者に提供してください。

(カ) 主催事業の実施

① 施設の設置目的に資する主催事業を年間20事業以上実施してください。

【事業例】

- ・ 防災体験事業
- ・ 地域交流事業
- ・ 指導者対象研修事業
- ・ 自然を活用した創作体験事業
- ・ 農業体験・産業体験・生活体験事業
- ・ 世界遺産体験事業
- ・ ニュースポーツ等体験事業
- ・ 様々な児童生徒及び若者への体験活動利用拡大事業
- ・ 職場体験学習、インターンシップ等の受入事業
- ・ 出前講座事業
- ・ 文部科学省委託事業（参考：別添資料2「主催事業」）

② 主催事業（体験活動プログラム含む）の参加費徴収

事業に必要な経費としては、参加者から、施設利用料に加え、参加費（実費相当程度）を徴収できるものとします。

③ その他

指定管理者は、現在の管理者から引継ぎを受ける期間中（平成30年1月から3月を予定）に、双方協議の上、必要に応じて事業の実施に係る広報活動等を行ってください。

イ 社会教育関係団体の指導者の研修等に関する業務（自然の家条例第2条第2号）

（ア）研修プログラムの開発と研修の支援

社会教育関係団体等の指導者研修プログラムを開発し、利用者に提供してください。また、そのプログラムや自然の家の施設等を用いて研修を行う利用者の活動を支援してください。

（イ）専門職員の配置

多様な研修プログラムを企画する能力を有し、社会教育関係団体等の指導者の研修を補助することができる専門的な知識と技能及び経験を有する専門職員を複数配置してください。

専門職員の基準は、「4（1）ア（ウ）専門職員の配置」と同様とします。

ウ 少年自然の家の施設及び設備等の利用に供する業務（自然の家条例第2条第3号）

（ア）施設及び設備の利用に関する業務

天体観測室、野外炊飯場、フィールドサーキット、ふれあい広場、囲炉裏小屋などの施設・設備を、体験活動プログラムや主催事業の実施に際して有効に活用してください。

（イ）利用者サービス業務

a 食事提供業務

（参考：別添資料3「給食業務」）

この事業に係る光熱水費は、県教育委員会が指定期間中に支払う指定管理料に含まれていません。

b 寝具供給業務

（参考：別添資料4「寝具類供給業務」）

（2）自然の家の施設等の利用の許可等に関する業務（自然の家条例第4条第2号）

自然の家条例第14条に基づき、利用の許可、利用の制限を行うとともに、利用申請期間の明示、利用の予約受け付け、日時の調整、案内を行ってください。

ア 「利用者の手引き」等を作成し、利用の申込みから利用の許可までの手続きを、利用者にとって分かりやすいものに行ってください。（参考：別添資料5「三重県立熊野少年自然の家利用のご案内」）

また、受付時間、利用時間、休業日について、利用者の利便性に配慮した弾力的な運営としてください。

なお、節電・ゴミの削減等、県施策への協力を求める旨を付記してください。

イ 平成30年3月31日以前において、既に利用の申込みがあり、施設の利用が決定している施設等の提供については、原則として現在の管理者から引継ぎ、管理者の変更により利用申込者が不利益を被らないよう配慮してください。

ウ 学校の教育課程における利活用促進のため、学校の利用希望日が重なる場合は別途調整等を実施してください。施設の設置目的等を踏まえて利用の許可を行ってください。

エ 青少年健全育成にかかる全国大会等の行事を実施する場合、現管理者において通常の利用申請期間以前に受付をしています。施設の設置目的等を踏まえ、現行業務どおり実施してください。

オ 施設の利用が、暴力団を利することとなると疑われる場合等は、「三重県が設置する公の施設からの暴力団排除措置要綱」、「三重県が設置する公の施設からの暴力団排除措置要綱運用協定書」に基づき、照会、協力要請等を行い、利用を許可せず、又は利用の許可を取り消すことができます。

※学校・団体等の受入れ状況（過去2年間の実績）

（参考：別添資料6 「熊野少年自然の家施設利用状況」）

(3) 利用料金の收受等に関する業務（自然の家条例第4条第3号）

ア 利用料金の額

自然の家条例で定める範囲内で知事の承認を受けて定めることができます。サービスの向上や利用者の増加につながる利用料金を設定してください。

イ 利用料金の收受等に関する規定の整備

利用料金の收受等に関する規定を整備するとともに、利用者サービス向上の観点から指定管理者が必要と認める場合は、後納、減免、返還等についても規定を整備してください。

(4) 自然の家の施設等の維持管理及び修繕に関する業務（自然の家条例第4条第4号）

ア 施設等の維持管理用務

施設等に関する各種維持管理業務については、関連する法令等を遵守し、防犯・防災対策や非常災害時等の危機管理体制を整備するとともに、次の業務を現行の仕様水準以上に維持するよう努めてください。

(ア) 業務の実施

a 業務の実施に際しては、法令等に定める有資格者を配置し、必要な官公署の免許、許可、認可等を受けてください。また、業務委託による場合についても、再委託先が必ず免許等を有していることが必要です。

b 危険箇所・破損箇所・不良箇所の早期発見に努め、発見したときには迅速に適切な措置をしてください。

また、維持管理及び修繕を行うにあたっては、利用者、来館者の妨げにならないように配慮してください。（参考：別添資料7「修繕実績」）

(イ) 物品の管理業務

別添資料8「三重県立熊野少年自然の家備品一覧表」に記載されている備品（購入金額が1点につき5万円以上の物品）については、県教育委員会からの無償貸与物品として管理し、破損・滅失などが生じた場合、県教育委員会に報告のうえ、指定管理者が修繕又は同等品以上のものを補填してください。（修繕・補填した備品は「県教育委員会」に帰属します。）

また、物品については、日常点検を実施し、維持管理に努めてください。

イ 施設等の修繕

施設が老朽化しており、年々修繕料が増加傾向にあります。そのため、利用者の安全を確保するため、指定管理料には修繕料が含まれています。指定管理者は、日常の点検業務を行なうとともに修繕計画を立て、計画的に執行し安全確保に努めてください。

【現行の各種維持管理仕様水準】

- (ア) 自家用電気工作物保安管理業務
別添資料9「自家用電気工作物保安管理業務」のとおり
 - (イ) 消防設備保守点検業務
別添資料10「消防設備保守点検業務」のとおり
 - (ウ) 冷暖房給排水設備保守点検清掃業務
別添資料11「冷暖房給排水設備保守点検清掃業務」のとおり
 - (エ) 浄化槽保守点検業務
別添資料12「浄化槽清掃業務」のとおり
 - (オ) 合併浄化槽保守点検業務
別添資料13「合併処理浄化槽保守点検業務」のとおり
 - (カ) 貯水槽・浄化槽清掃業務
別添資料14「貯水槽清掃業務」のとおり
 - (キ) 特殊建築物等定期点検業務（建築物、設備）
別紙資料15「特殊建築物等定期点検に係る調査業務」のとおり
 - (ク) 警備業務
別添資料16「宿直業務」のとおり
なお、現在、夜間・休業日における警備業務は、宿日直職員により行っています。この業務を直接実施するのか業務委託とするのかは、事業計画書にその考え方や実施方法について提案し、現状以上の水準を維持してください。
 - (ケ) 産業廃棄物処理業務
別紙資料17「産業廃棄物処理業務」のとおり
 - (コ) 一般廃棄物運搬業務
別紙資料18「一般廃棄物運搬業務」のとおり
 - (サ) 施設内の樹木の剪定・施設周辺の環境整備業務
別添資料19「樹木の剪定・環境整備業務」のとおり
 - (シ) フィールドアスレチック管理業務
別添資料20「フィールドアスレチック管理業務」のとおり
フィールドアスレチックには現在31の遊具があり、多くの方々に利用されています。当遊具を安全に管理し、必要に応じて修繕等を行ってください。現在は業者点検に加えて、職員による月1回の点検と使用前の点検などを実施しています。
 - (ス) 害虫駆除業務
別添資料21「害虫駆除業務」のとおり
- (5) 自然の家の情報発信・提供（自然の家条例第4条第5号）
自然の家の行事案内及び広報
県内に幅広く周知できるよう効果的な発信方法を検討し広報活動を行ってください。（参考：別添資料22「各種刊行物」）
- (6) 利用促進等に関する事項（自然の家条例第4条第5号）
ア リピーター確保、新規利用者の開拓などにより、利用者を増加させる方策を提案してください。自然の家でしか体験できない、地域、自然、資源を活用した方策としてください。
イ 成果目標を達成するため、施設延利用者数、及び定員稼働率の向上に努めてください。
また、利用状況を分析・検証した結果を報告するとともに、対応策を四半

期毎に県教育委員会へ報告してください。

ウ 施設の効用を高め体験学習の機会をより拡充するため、市町青少年教育施設、民間施設、企業、地域の団体及び学校等様々な団体との連携に努めてください。

エ 利用者満足度を測るため、利用者に対してアンケート調査等を行ってください。調査の結果と対応状況等については、四半期毎に業務報告書にまとめて提出してください。報告内容については別途協議します。

※学校・団体等の受入状況（過去2年間の実績）

（参考：別添資料6「施設利用状況」他）

(7) 危機管理に関する業務（自然の家条例第4条第5号）

ア 災害及び事故等の不測の事態（以下「緊急事態等」という。）を想定した危機管理体制の整備及び危機管理マニュアルを作成してください。なお、危機管理マニュアルは、毎年見直しを行い、年度当初に県教育委員会に提出してください。

イ 消防署等関係機関から危機管理マニュアル改善の助言や指導があった場合は、直ちに改善してください。

ウ 緊急事態等を想定した訓練を定期的に行い、危機管理マニュアルを点検整備してください。

エ 緊急事態等が発生又は発生の恐れが生じた場合は、危機管理マニュアルに従って速やかに適切な措置を講ずるとともに、県教育委員会をはじめ関係機関に連絡通報してください。

(8) 組織及び人員に関する業務（自然の家条例第4条第5号）

ア 人員配置等

(ア) 常駐の総括責任者と管理に必要な人員を配置してください。

(イ) 管理の業務が適切に行われているかどうかチェックする体制を確立してください。

(ウ) 施設の管理に支障が出ない職員の勤務体制としてください。

(エ) 利用者が、より親しみやすく安心して利用できる環境づくりが可能な人員配置としてください。

(オ) 「4 指定管理者が行う業務の範囲」(1)「(ウ) 専門職員の配置」の基準を満たす専門職員を配置してください。

イ 人材育成

(ア) サービスの向上を図るため、配置する職員全員が業務全般を理解し対応できるよう、職員の研修を定期的に行うとともに、人材育成方針を策定してください。

【実施例】

- ・危機管理研修
- ・接遇研修
- ・専門資格取得研修

(イ) 公の施設の管理者として必要な人権研修、救急救命研修等を定期的に行ってください。

ウ 職員の服装

利用者に職員であることが容易にわかるよう、服装等を工夫してください。

(9) 県教育委員会との連絡調整等に関する業務（自然の家条例第4条第5号）

業務を円滑に遂行するため、また、業務の進捗状況の把握等のため、県教育委員

会と指定管理者は、必要に応じて連絡調整を行うこととし、指定管理者は、県教育委員会の求めに応じて、随時、関係資料等を提出してください。

(10) その他（自然の家条例第4条第5号）

ア 自然の家の管理に関し、必要な関係機関への届出や手続きを遺漏なく行ってください。

イ 健康増進法に基づき、利用者の受動喫煙の防止に努めてください。

ウ 施設内での遺失物、拾得物を発見した場合は、適切に対処してください。

エ 施設ボランティアの積極的な活用や、地域交流事業の実施により地域に開かれた施設を目指してください。

オ 自然の家は熊野市の「風水害時避難所」に指定されています。災害発生時の避難や救援のための活動拠点として優先的に使用する場合がありますので協力してください。

カ 社会的責任への取組（CSR（Corporate Social Responsibility））

企業（団体）倫理・コンプライアンス（法令遵守）の確立、グリーン購入や省エネ等環境管理の推進等の取組を行ってください。

キ 県教育委員会は、県有施設等のネーミングライツ（命名権）の導入に向けて検討しています。

(11) 自動販売機の設置

自然の家利用者の利便性の向上を図るために、下記の留意事項を踏まえ必要な自動販売機の種類、台数、場所を提案してください。

（留意事項）

- ・ 青少年の健全育成などの観点からアルコール及びタバコなど公の施設にふさわしくない自動販売機の設置は認めません。
- ・ 自動販売機の設置の現状は、以下のとおりです。
飲料水自動販売機2台（内訳 1階ホール2台）
- ・ 自動販売機設置業者は、指定管理者が一般競争入札により決定し、契約期間及び設置業者からの設置料や手数料等の収受の内容等は、契約書等で定めてください。なお、設置にあたっては、指定管理が開始される平成30年4月1日から設置されるよう、県教育委員会と協議のうえ、入札・契約事務を進めてください。
- ・ 自動販売機の設置に要する工事費等の費用、電気代は設置業者の負担とします。
- ・ 指定管理者は、毎年5月20日までに前年度分（4月1日から3月31日までの1年分）の、自動販売機設置に伴う収入の2分の1を県教育委員会に納付してください。

5 指定管理者の指定の予定期間

(1) 指定の期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間で予定しています。

(2) この指定の期間は、県議会での議決により確定することになりますので、ご留意ください。

6 管理運営に要する経費等

(1) 指定管理に係る指定管理料

県教育委員会が指定期間中に支払う施設の管理に要する経費（以下「指定管理料」という。）の額は、次に示す額を上限とします。指定管理料の額に関しては、平成31年10月に消費税率が10%になることを含めて算出しています。

なお、各年度において県教育委員会が指定管理者に支払う指定管理料は、各会計年度の予算の範囲内において別途締結する年度協定に基づき支払います。

指定管理料の総額 214,353千円以内（5年間）（消費税及び地方消費税含む。）

（内訳）各年度における指定管理料概算額

平成30年度 42,267千円

平成31年度 42,699千円

平成32年度 43,129千円

平成33年度 43,129千円

平成34年度 43,129千円

(2) その他（参考：別添資料23「管理業務に関する経費の収支状況」）

ア 管理に要する経費は、別添資料23を参考としてください。自然の家の利用料収入は、指定管理者の収入とします。利用料金の設定については、自然の家条例で定める額の範囲内で、指定管理者が設定することとなります。

なお、利用料金の設定にあたっては、知事の事前承認が必要です。

イ 指定管理料の支払時期や方法、管理口座等の細目的事項については、別途協定にて定めます。

ウ 自然の家の管理に関する会計は、独立した会計とし、指定管理者が行う他の業務の会計と区分してください。

エ 収支計画書の内容に変更が生じる場合は、別途協議が必要です。

7 申請資格

申請の資格を有する者は、指定期間中、安全円滑に施設を管理運営し、かつ、上記「1（2）施設の設定目的（役割）」をより効果的・効率的に達成することのできる法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる全ての要件を満たす者としてします。なお、個人での応募は、受け付けません。

(1) 地方自治法第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方自治体から指定を取り消され、当該処分の日から起算して2年を経過しない法人等でないこと。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない法人等であること。

(3) 三重県の入札参加資格（指名）停止の期間中でないこと。

(4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中でないこと及び同要綱に定める落札資格停止要件に該当しないこと。

(5) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(6) 次のアからエまでのいずれかに該当する法人等でないこと。

ア 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算の申立てがなされた法人等及び開始命令がされている法人等（平成17年6月改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく会社整理若しくは特別清算の申立て又は通告がなされた法人等及び開始命令がされている法人等を含む。）

- イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係るものを含む。）
- エ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (7) 法人等又はその役員等（法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所等（常時業務等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者を、法人以外の団体である場合にはその団体の代表者又は役員をいう。以下同じ。）が次に掲げる全ての要件を満たすものであること。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその利益となる活動を行う法人等でないこと。
- イ 暴力団又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人等でないこと。
- ウ 法人等でその役員等のうちに暴力団の構成員となっている者がいないこと。
- エ 法人等でその役員等のうちに暴力団又は暴力団関係者を経営に実質的に関与させ、不正に財産上の利益を得るために利用し、又は暴力団関係者に対して金銭、物品、その他財産上の利益を不当に与えている者がいないこと。
- オ 法人等でその役員等のうちに暴力団又は暴力団関係者が開催するパーティー等その他の会合（以下「会合等」という。）に出席し、若しくは自らが開催する会合等に暴力団関係者を招待したりするような関係、又は暴力団関係者と会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交遊関係などを有している者がいないこと。
- (8) 役員等に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる法人等でないこと。
- (9) 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」別表第1に掲げる要件に該当していないこと。
- (10) 三重県議会の議員、知事、副知事並びに地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員又は委員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下「無限責任社員等」という。）に就任していない法人等であること。
- ただし、三重県議会の議員以外の者について、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人等の無限責任社員等に就任している場合を除く。
- (11) 複数の法人等による応募
- 自然の家のサービス向上並びに業務の効率的な実施を図るうえで必要な場合は、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して応募することができます。この場合においては、次の事項に留意して申請してください。
- ア グループにより申請をする場合には、グループの名称を設定し、代表となる法人等を選定すること。この場合において、他の法人等は、当該グループの構成団体として扱うこと。
- なお、代表となる法人等又は構成団体の変更は、原則として認めません。

- イ グループの構成団体間における連帯責任の割合等については、別途協定書で定めること。
- ウ グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできません。
- エ 次に記載する「8（4）ウ 提出書類」（エ）から（ス）までについては、構成団体ごとに提出すること。

8 指定の申請手続き

申請に関して必要となる経費は、すべて申請者の負担とします。また、提出された書類は、正本1部を県教育委員会が保持することとし、指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）を選定後、正本1部を除き副本10部は全て返却又は廃棄します。

（1）募集要項の配布等

募集要項は次のとおり配布（又は閲覧）します。

ア 配布（又は閲覧）期間

平成29年8月7日（月）から平成29年9月7日（木）までの午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までと土曜日、日曜日、祝日を除く。）とします。

イ 配布（又は閲覧）場所

三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護課 社会教育班

電話 059-224-3322

FAX 059-224-3023

電子メール shabun@pref.mie.jp

ウ 配布方法

配布期間内に直接受け取ってください。なお、郵送の場合は、着払いの小包で発送しますので、電話、FAX又は電子メールのいずれかで、募集要項配布場所あてに平成29年9月6日（水）午後5時までにお申込みください。

また、募集要項については、県教育委員会のホームページからもダウンロードすることができます。

アドレス <http://www.pref.mie.lg.jp/common/04/ci500002344.htm>

（2）現地説明会の開催

現地説明会を次により開催しますので、指定管理者指定申請書の提出を予定している法人等は、必ず、別紙様式1の参加申込をして参加してください。当説明会に参加していなかった法人等は、指定管理者指定申請書を提出することができません。

なお、グループにより指定管理者指定申請書を提出する場合は、代表となる団体が現地説明会に参加していれば申請できます。

ア 開催日時

平成29年8月21日（月）午後2時から

※ただし、上記開催日に参加できない場合は、平成29年8月17日（木）までに連絡をいただければ、日程調整をすることができます。

イ 開催場所

三重県立熊野少年自然の家食堂

三重県熊野市金山町1577

電話 0597-89-3340

ウ 申込方法

各団体3名まで参加できますので、参加を希望する法人等（日程調整を希望する法人等含む）は、平成29年8月17日（木）の正午までに、三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護課 社会教育班までお申込みください。（FAX、電子メールでも可能です。）

(3) 質問事項の受付及び回答

この募集要項の内容等に関する質問がある場合には、別紙様式2により提出してください。

ア 質問の提出

(ア) 受付期間

現地説明会当日以降、平成29年9月7日（木）の午前9時から午後5時までとします。（正午から午後1時までと土曜日、日曜日、祝日を除く。）

(イ) 受付場所

上記配布（又は閲覧）場所と同じです。

(ウ) 受付方法

質問は持参又は郵送、FAX又は電子メールのいずれかで提出するものとし、口頭による質問は一切受け付けしません。

イ 質問に対する回答

(ア) 回答方法

FAX又は電子メールにて、質問者に平成29年9月14日（木）までに回答します。なお、当該回答については、随時、三重県ホームページで公表するとともに、下記により閲覧することもできます。

アドレス <http://www.pref.mie.lg.jp/common/04/ci500002344.htm>

(イ) 閲覧時期

平成29年9月15日（金）から平成29年9月22日（金）までの午前9時から午後5時までとします。（正午から午後1時までと、土曜日、日曜日、祝日を除く。）

(ウ) 閲覧場所

上記配布（又は閲覧）場所と同じです。

(4) 申請書類の受付

ア 受付期間

平成29年9月15日（金）から平成29年9月22日（金）まで

イ 受付時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までと、土曜日、日曜日、祝日を除く。）

ウ 提出書類

指定管理者の指定を受けようとする法人等は、次に掲げる書類を提出してください。別紙様式はすべてA4版としてください。

なお、県教育委員会が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

また、複数の法人等による応募の際には、(七)の複数の法人のみ必要な書類も提出してください。

(ア) 三重県立熊野少年自然の家指定管理者指定申請書（別紙様式3）

(イ) 事業計画書（別紙様式4）、収支計画書（別紙様式5）及び年度別収支計画書（別紙様式6）

施設の設置目的、指定管理者が行う管理の基準、指定管理者が行う業務の範囲（仕様）を十分理解したうえで、次の各事項の項目ごとに具体的かつ簡潔明瞭に記載してください。

- a 管理運営方針に関する事項
- b 管理業務に関する事項
- c 運営業務に関する事項
- d 収支計画に関する事項
- e 組織及び人員に関する事項

(ウ) 事業計画書の要旨（別紙様式7）

申請者が指定管理者になっていただいた場合の公共サービスの水準とコスト等の内容について、県民にわかりやすく示すこととしていますので、上記（イ）の事業計画書の要旨をA4用紙1～2枚程度にまとめたものを作成してください。

(エ) 上記「7 申請資格」に掲げるすべての要件を満たす旨の宣誓書（別紙様式8）

なお、上記7（7）に記載の申請資格に関し、役員等に係る住民票の写し又は住民票記載事項証明書の提出を求める場合があります。

(オ) 法人等の定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類

(カ) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本及び印鑑証明書（申請日前3ヶ月以内に取得したもの）

(キ) 法人以外の団体にあつては、代表者の住民票の写し（申請日前3ヶ月以内に取得したもの）

(ク) 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類

(ケ) 申請書を提出する日の属する事業年度の直近3年間の事業報告書、収支決算書若しくは損益計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
ただし、申請書を提出する日において、直近3年間の事業報告書等が作成されていない法人等にあつては、その設立時以降における事業報告書等とし、申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録又はこれらに準ずる書類とする。

(コ) 役員等の名簿（氏名及び生年月日並びに住所又は居所を記載したものをいう）及び履歴を記載した書類

(サ) 法人等の概要がわかる書類（別紙様式9）

(シ) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）」（税務署が過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し

(ス) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し

(セ) 複数の法人等による申請の場合のみ必要なもの

- a グループ構成員表（別紙様式10-1）
- b グループ協定書の写し（別紙様式10-2）
- c グループ委任状（別紙様式10-3）

エ 提出書類の扱い

県教育委員会に提出された書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県教育委員会は、審査結果の公表その他必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用し、又は提出書類の内容を複製、改変等して使用できるもの

とします。また、提出された書類は、三重県情報公開条例第2条第2項に規定する公文書に該当することになり、情報公開請求がされた場合、同条例の規定に基づき、情報公開の手続きを行いますので、予め、ご承知おきください。

オ 提出方法

持参又は郵送にて提出してください。ただし、郵送の場合は、書留郵便により提出期限の平成29年9月22日（金）午後5時必着とします。

カ 提出先

上記配布（又は閲覧）場所と同じです。

キ 提出部数

正本1部、副本10部を提出してください。

なお、事業計画書の要旨については、県教育委員会ホームページなどに掲載できるようPDFファイル様式で提出してください。

9 指定管理者の選定

(1) 申請資格の審査

指定申請書等の受付後、県教育委員会事務局が応募者の参加資格要件を満たしているかの審査を行います。

(2) 申請者名等の公表

上記(1)に掲げる申請資格の審査を通過したものについては、審査過程の透明性を確保するため、申請者の名称及び上記「8(4)ウ 提出書類」で提出のあった事業計画書の要旨を三重県教育委員会ホームページなどで公表します。

(3) 選定委員会の設置及び審査・選定

指定管理者の選定については、その選定過程や手続きの透明性・公正性を高めていくため、外部の有識者等による三重県教育委員会指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、提出された事業計画書等の審査及びヒアリングを実施のうえ、下記(4)選定基準等に基づいて総合的な審査を行い、県教育委員会が最適と認められる法人等を指定管理者の候補者として選定します。

(4) 選定基準等

申請者から提出された事業計画等については、別添資料24「三重県立熊野少年自然の家指定管理者選定基準」に基づき、審査を行います。

(5) 審査の方法

指定管理者候補者の審査選定については、次の2段階審査によります。

ア 第1次審査（書面審査）

上記(1)の審査資格の審査を通過した申請者及び下記(6)の失格事項に該当しない申請者を対象に、選定委員会が提出された事業計画書等の書面審査を行い、第2次審査の対象として4団体程度を選定します。ただし、申請者が、4団体以内の場合は第1次審査は行いません。

(ア) 開催日時

平成29年9月28日（木） 午後3時30分から

(イ) 開催場所

三重県庁 7階 教育委員室

電話 059-224-3322

(ウ) 審査結果の通知

第1次審査の審査結果は、審査終了後速やかに、書面で通知します。

イ 第2次審査（ヒアリング審査）

第1次審査を通過した申請者を対象に選定委員会によるヒアリング審査を行います。

なお、ヒアリング審査は、1団体あたり60分程度を予定しており、その詳細については、別途通知します。

(ア) 開催日時

平成29年10月3日(火) 午後3時30分から

(イ) 開催場所

三重県吉田山会館 101会議室

電話 059-224-3322

(6) 失格事項

次の要件に該当した場合は、その申請者を選定審査の対象から除外します。

- ア 申請者及び申請者の代理人並びにそれ以外の関係者が審査に対する不当な要求を行った場合、若しくは選定委員会委員に個別に接触した場合
- イ 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- ウ 提出書類の提出期間を超過してから提出書類が提出された場合
- エ 複数の申請を行い又は複数の事業計画書を提出した場合
- オ 提出書類提出後に事業計画の内容を大幅に変更した場合
- カ その他不正行為があった場合

(7) 選定結果の通知

指定管理候補者の選定結果は、第2次審査の対象となった申請者全員に書面で通知します。(平成29年10月下旬を予定)

(8) 選定結果の公表

選定委員会による審査の過程、審査結果等については、県教育委員会ホームページで公表します。

なお、公表する内容は、申請者の名称、所在地、申請者ごとの審査結果(評価点数を含む。)、指定管理候補者の名称及び選定理由等とします。

また、指定管理者の指定の議決にあたり、三重県議会には、申請者ごとの主な提案内容及び評価点数並びに選定委員会の講評等を報告しますので、予め、ご承知おきください。

10 指定管理者の指定

指定管理候補者に選定された法人等については、三重県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定します。

ただし、指定申請以降に、「7 申請資格」に掲げる要件のいずれかを満たさないこととなった場合、又は「9(6)失格事項」に掲げる要件に該当することが判明した場合には、指定をしないことがあります。

11 指定管理者との協定の締結

県教育委員会は、議会の議決を経て指定管理者に指定した法人等との協議に基づき、本業務の実施に必要な事項について、指定管理期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と年度ごとの事業実施にかかる事項を定めた「年度協定」を締結します。

協定書を締結しようとする事項の具体的な内容については、基本協定書(案)及び年度協定書(案)をご参照ください。(別添資料25)

1.2 管理状況の把握と評価・監査等

(1) 利用者の声の把握と業務報告書の提出

- ア 利用者のサービス向上等の観点から、アンケート調査等により、自然の家の利用者の意見・苦情等の聴取を行うとともに、聴取結果をその後の管理運営に反映させてください。また、聴取結果及び業務の改善状況等について、県教育委員会に報告してください。
- イ 毎月の利用者数、利用料金の実績等については毎月、アンケート結果及びその対応状況等については四半期毎にまとめ、その翌月15日までに県教育委員会に提出してください。業務報告書に記載する項目の詳細は、別途協議します。
- ウ 事業年度終了後又は指定を取り消された日から1ヶ月以内に「事業報告書」(管理業務の実施状況及び利用状況、利用料金の収入の実績、管理業務に関する経費の収支状況、成果目標に係る達成状況及び自己評価、その他県教育委員会が必要と認める事項)を提出してください。

(2) 業務の評価

県教育委員会は、指定管理者による適正なサービスの提供を確保するため、自然の家条例第10条の規定による事業報告書、上記(1)の業務報告書等の提出を受けて、下記の評価等を行うことを予定しています。

なお、事業報告書の中には、成果目標として掲げた指標の達成度についての自己評価を含めてください。

ア 定期評価

県教育委員会は、事業報告書や業務報告書に記載された内容及び指定管理者によるサービスの履行内容が、別途締結する協定書に示す基準等を満たしているかについての確認を行います。

イ 臨時評価

県教育委員会は、必要があると認めたときは、原則として指定管理者に事前に通知したうえで、自然の家の維持管理及び経理の状況に関し指定管理者に説明を求め、又は自然の家内において維持管理の状況の確認を行うことがあります。

(3) 監査の実施

地方自治法第199条第7項、第252条の37第4項、第252条の42第1項に基づき、指定管理者が行う自然の家の管理の業務に係る出納関連の事務について、必要に応じて、監査委員、包括外部監査人、個別外部監査人による監査を受けてください。

(4) 財務状況の確認

毎事業年度、団体の決算確定後、収支決算書若しくは損益計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類を提出してください。

1.3 県教育委員会と指定管理者との責任の分担

県教育委員会と指定管理者との責任分担は、原則として次の表のとおりとします。

なお、施設の管理を行うにあたり支障を生じさせるおそれのある事項については、別添資料26「三重県立熊野少年自然の家の管理運営に係る設置者と指定管理者とのリスク分担表」のとおりとします。ただし、このリスク分担表に定める事項で疑義がある場合、又は定めのないリスクが生じた場合は、県教育委員会と指定管理者が協議の上、リスク分担を決定します。

なお、施設の修繕については、施設・設備の構造上の不備などに起因する事故等による場合を除き、原則として指定管理者の負担とします。ただし、1件250万円を超える場合は、県教育委員会と指定管理者が協議して負担を決定することとします。詳細については協定で定めます。

項 目	県教育委員会	指定管理者
施設（建物、工作物、機械設備等）の保守点検		○
施設・設備の維持管理		○
施設の修繕	○	○
安全衛生管理		○
施設の利用許可		○
事故・火災等による施設・備品の損傷	○	○(1)
施設利用者の被災に対する責任	○	○(2)
施設の火災共済保険加入	○	
包括的な管理責任	○	

(1) 指定管理者の責めに帰すべき場合は、指定管理者の責任となる。

(2) 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、被害が最小限となるよう迅速かつ適切な対応を行い、速やかに県教育委員会に報告しなければならない。

(3) 前記に規定するもののほか、指定管理者の責任履行に関する事項については協定で定める。

1.4 事業の継続が困難になった場合における措置

(1) 県教育委員会への報告

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに県教育委員会に報告しなければなりません。

(2) 指定管理者に対する実地調査等

指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難になった場合、又はそのおそれが生じた場合には、県教育委員会は、地方自治法第244条の2第10項及び熊野少年自然の家条例第11条の規定により、指定管理者に対して管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることがあります。

なお、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、県教育委員会は、指定管理者の指定の取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じる場合があります。

(3) 指定管理者の破産等

指定管理者の破産又は財務状況の著しい悪化など、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合、又は著しく社会的信用を損なうなど指定管理者として相応しくないと認められる場合、県教育委員会は、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

また、指定管理者がグループの場合で、その構成団体の一部の法人等について管理の継続が困難と認められる場合において県教育委員会は、残存の法人等により継続して適正な管理が可能と認められる場合、当該管理の継続を認めるものと

します。ただし、当該管理が困難と認められる場合県教育委員会は、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

(4) 県教育委員会に対する損害賠償

上記(2)又は(3)により県教育委員会に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合には、指定管理者は、県教育委員会に対し賠償の責めを負うこととなります。

(5) その他不可抗力の場合

指定管理者の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難になった場合には、県教育委員会と指定管理者は、事業継続の可否について協議するものとします。

15 その他

(1) 施設管理開始までにおける指定の取消し

指定管理者の指定後、施設の管理運営業務の開始までの間において、次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消すことがあります。

ア 正当な理由なくして県教育委員会との協定の締結に応じないとき

イ 指定管理者の資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でない認められるとき

ウ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者として相応しくないと認められるとき

(2) 業務の再委託

指定管理者が行う業務を一括して第三者に委託し、請け負わずことはできません。ただし、委託業務のうち、清掃、警備等一部の業務については、県教育委員会の承認を得たうえで、専門の事業者へ委託することができます。

(3) 施設等の引継ぎ

自然の家の実管理者からの管理運営業務の引継ぎは、指定管理者の指定後、随時行います。なお、引継ぎに要する経費は、新指定管理者の負担とします。

(4) 利用許可等の引継ぎ

現管理者が平成30年3月31日以前に受付、利用の許可を行った指定期間以後の予約については、指定管理者に引き継ぐものとし、管理者の変更により利用申込者が不利益を被らないよう配慮してください。

(5) 物品等の貸出し、販売について

当施設における利用者への支援や社会教育活動等を補助あるいは支援するため、サービスの一環として必要な物品等の貸出しや販売を行うことができます。この場合は、指定管理者としてではなく、県教育委員会から目的外使用許可を受けて、一事業者として営業を行ってください。

ただし、行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例(昭和39年三重県条例第15号)により使用料を県教育委員会に納付する必要があります。

(6) 募集要項等の取り扱い

配布した募集要項等の無断転用は、禁止します。

16 添付資料

資料1 「三重県立熊野少年自然の家条例」

資料2 「主催事業」

資料3 「給食業務」

- 資料4 「寝具類供給業務」
- 資料5 「三重県立熊野少年自然の家利用のご案内」
- 資料6 「熊野少年自然の家施設利用状況」
- 資料7 「修繕実績」
- 資料8 「三重県立熊野少年自然の家備品一覧表」
- 資料9 「自家用電気工作物保安管理業務」
- 資料10 「消防設備保守点検業務」
- 資料11 「冷暖房給排水設備保守点検清掃業務」
- 資料12 「浄化槽清掃業務」
- 資料13 「合併処理浄化槽保守点検業務」
- 資料14 「貯水槽清掃業務」
- 資料15 「特殊建築物等定期点検に係る調査業務」
- 資料16 「宿直業務」
- 資料17 「産業廃棄物処理業務」
- 資料18 「一般廃棄物運搬業務」
- 資料19 「樹木の剪定・環境整備」
- 資料20 「フィールドアスレチック管理業務」
- 資料21 「害虫駆除業務」
- 資料22 「各種刊行物」
- 資料23 「管理業務に関する経費の収支状況」
(管理費用を算出するための資料)
- 資料24 「三重県立熊野少年自然の家の指定管理者選定基準」
- 資料25 「基本協定書（標準案）」、及び「年度協定書（標準案）」
- 資料26 「三重県立熊野少年自然の家の管理運営に係る設置者と指定管理者とのリスク分担表」

17 施設図面

施設の平面図等については、自然の家で平成29年8月21日（月）に開催する現地説明会の終了後から、平成29年9月22日（金）までの午前9時から午後5時までの間に自然の家で閲覧できます。

18 募集要項に関する問い合わせ先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護課 社会教育班

電話 059-224-3322

FAX 059-224-3023

電子メール shabun@pref.mie.jp

※FAX並びに電子メールを送信される場合は、誤送信を防ぐため、お手数ですが、別途電話にてご連絡ください。

(別紙様式1)

三重県立熊野少年自然の家現地説明会参加申込書

平成 年 月 日

三重県教育委員会事務局
社会教育・文化財保護課長 あて

(申込者)
主たる事務所の所在地
団体の名称
代表者の名前 印

三重県立熊野少年自然の家指定管理者募集に係る現地説明会に当社として、下記の担当者
の参加を申し込みます。

記

1 参加者名 (役職)

2 現地説明会 (8月21日) 以外の日程調整を希望する場合

希望日時 平成29年 月 日 時

※ 公務上の都合により、希望日時に添えない場合があります。

※ 場合により、人数制限をさせていただく場合があります。

(連絡先) 部署名
担当者名
連絡先 (電話・FAX・E-mail)

(別紙様式2)

質 問 票

(質問者)
団体の名称
質問者名
連絡先 (電話・FAX・E-mail)

質問項目	質問内容

(別紙様式3)

三重県立熊野少年自然の家指定管理者指定申請書

平成 年 月 日

三重県教育委員会教育長 廣田 恵子 あて

(申請者)

主たる事務所の所在地

法人等の名称

代表者の名前

印

三重県立熊野少年自然の家の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

(別紙様式 4 - 1)

三重県立熊野少年自然の家事業計画書

申請者する法人等の名称

1 管理運営方針に関する事項

(1) 管理運営の総合的な基本方針

(2) 成果目標と自己評価 (過去の類似施設の運営実績の評価を含む)

(3) 企業 (団体) の社会的責任 (県の施策実現に貢献する方策を含む)

(別紙様式 4 - 4)

三重県立熊野少年自然の家事業計画書

申請する法人等の名称

4 収支計画に関する事項

(1) 収支計画の積算の考え方

(2) コスト削減の考え方

(別紙様式4-5)

三重県立熊野少年自然の家事業計画書

申請する法人等の名称

5 組織及び人員に関する事項

(1) 組織及び人員の確保、職員の雇用形態、保有資格、環境づくり、職員の服装等に関する事項

(2) 業務内容に応じた職員の配置、勤務体制

(3) 職員の人材育成方針及び研修計画

(別紙様式5)

申請する法人等の名称 _____

三重県立熊野少年自然の家指定管理者収支計画書

(単位：千円)

		30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	備考
収入項目	指定管理料						
	利用料金収入						
収入合計							
支出項目	人件費（常勤職員）						
	人件費（非常勤職員）						
	施設維持管理費						
	光熱水費						
	その他の経費						
支出合計							

※消費税及び地方消費税を含んだ額を記入すること。

※その他の経費を計上する場合は、必ず備考欄に内容等を記入すること。

※年度ごとの収支計画は、別紙様式6に記入すること。

(別紙様式6)

申請する法人等の名称 _____

三重県立熊野少年自然の家指定管理者年度別収支計画書
(平成 年度)

(単位：千円)

		内訳	金額
収入項目	指定管理料		
	利用料金収入		
収入合計			
支出項目	人件費(常勤職員)		
	人件費(非常勤職員)		
	施設維持管理費		
	光熱水費		
	その他の経費		
支出合計			

※消費税及び地方消費税を含んだ額を記入すること。

※「内訳」欄には、各区分の小項目を設け、当該小項目ごとの金額を記載すること。

(別紙様式7)

三重県立熊野少年自然の家事業計画書の要旨

申請者名								
管理運営方針に関する事項								
管理業務に関する事項								
運営業務に関する事項								
収支計画に関する事項								
組織及び人員に関する事項								
収支計画書(千円)	年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	備考	
	収入合計							
	内訳	指定管理料						
		利用料金収入						
	支出合計							

※ A4版2枚以内としてください。

(別紙様式8)

宣 誓 書

三重県立熊野少年自然の家に係る指定管理者指定申請を行うにあたり、下記に掲載した事項は真実に相違ありません。

平成 年 月 日

主たる事務所の所在地

法人等の名称

代表者の名前

印

記

- ・ 三重県立熊野少年自然の家指定管理者募集要項「7 申請資格」で掲げる全ての要件を満たしています。
- ・ 提出した申請書類に虚偽不正はありません。

(別紙様式9)

法人等の概要

名 称	
代 表 者 名	
所 在 地	
ホームページ アドレス	
設 立 年 月 日	
資 本 金 又 は 基 本 財 産	平成 年 月現在 千円
従 業 員 数	平成 年 月現在 名 【内訳】
経営理念・運営 方針等	
業務内容及び主 たる事業の実績 等	

※法人等の概要パンフレット等も添付してください。

(別紙様式10-1)

グループ構成員表

グループ名 _____

(代表となる団体) 主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の名前

印

(構成員) 主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の名前

印

(構成員) 主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の名前

印

※グループによる申請を行う場合のみ提出すること。

(別紙様式10-2)

三重県立熊野少年自然の家管理運営業務に関するグループ協定書

- 第1条
(目的)
- 第2条
(名称)
- 第3条
(所在地)
- 第4条
(成立の時期及び解散の時期)
- 第5条
(構成員の所在地及び名称)
- 第6条
(代表者の名称)
- 第7条
(代表者の権限)
- 第8条
(構成員の責任)
- 第9条
(権利義務の制限)
- 第10条
(構成員の脱退に対する措置)
- 第11条
(構成員の破産又は解散に対する措置)
- 第12条
(協定書に定めのない事項)

平成 年 月 日

構成員 (代表者)	住 所 名 称 代表者の名前	印
-----------	----------------------	---

構成員	住 所 名 称 代表者の名前	印
-----	----------------------	---

※上記各条項を参考に共同体の協定書を作成し、提出してください。

(別紙様式10-3)

委任状

三重県教育委員会教育長 廣田 恵子 あて

グループの名称

構成員 (代表者)	住 所 名 称 代表者の名前	印
-----------	----------------------	---

構成員	住 所 名 称 代表者の名前	印
-----	----------------------	---

私は、下記のグループ代表者を代理人と定め、当グループが存続する間、次の権限を委任します。

受任者

	住 所
グループの代表者	名 称
	代表者の名前

委任事項

- 1 三重県立熊野少年自然の家の指定管理者申請関係書類の作成及び提出
- 2 三重県教育委員会と三重県立熊野少年自然の家の管理運営業務についての協定書の締結
- 3 三重県立熊野少年自然の家の管理運営業務についての指定管理料の請求及び受領

受任者印

